

支援策のあらまし

チャートの答え（①～⑨）からあなたに当てはまる支援策（A～G）がさがせます。それぞれの支援策には対象者の要件がありますので、中面の支援策一覧表または支援策ごとの詳しいリーフレットをご参照ください。

チャートの答えが①の方 労働金庫から A就職安定資金融資 として住宅入居初期費用(敷金・礼金等／上限:50万円)の貸付を受けられる可能性があります。(要件に該当すれば一部返済免除も可)	チャートの答えが②の方 自治体から B住宅手当 (上限:生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額×6ヶ月)の支給を受けられる可能性があります。	チャートの答えが③の方 ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講した場合に、訓練期間中、 D訓練・生活支援給付 (月10万円／単身・月12万円／被扶養者のいる方)の支給を受けられる可能性があります。
チャートの答えが④の方 F就職活動困難者支援事業 により、民間職業紹介事業者から無料の住居の提供や生活・就職活動費(3ヶ月で30万円)の支給を受けながら、就職支援を受けられる可能性があります。 ※実施していない都道府県もあります。	チャートの答えが⑤の方 労働金庫から A就職安定資金融資 として、住宅入居初期費用(敷金・礼金等／上限:50万円)や、家賃補助費(上限:月6万円×6ヶ月)、常用就職活動費(上限:月15万円×6ヶ月)の貸付を受けられる可能性があります。	チャートの答えが⑥の方 自治体から B住宅手当 (上限:生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額×6ヶ月)の支給を受けられる可能性があります。また、社会福祉協議会から C総合支援資金貸付 として、住宅入居費(上限:40万円)や生活支援費(上限:月15万円／単身・月20万円／2人以上世帯)×最長12ヶ月などの貸付を受けられる可能性があります。 ※「住宅手当」は単独でも利用できますが、「総合支援資金貸付」は必ず「住宅手当」と併用する必要があります。
チャートの答えが①～⑥の方 これらの公的な給付・貸付が開始されるまでの生活が立ちゆかない状況の住居喪失離職者の方は、社会福祉協議会から、当座の生活資金として E臨時特例つなぎ資金 (上限:10万円)の貸付を受けることができます。	チャートの答えが⑦の方 G長期失業者支援事業 により、ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講した場合に、訓練期間中、 D訓練・生活支援給付 (月10万円／単身・月12万円／被扶養者のいる方)の支給を受けられる可能性があります。 ※実施していない都道府県もあります。	チャートの答えが⑧の方 G長期失業者支援事業 により、ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講した場合に、訓練期間中、 D訓練・生活支援給付 (月10万円／単身・月12万円／被扶養者のいる方)の支給を受けられる可能性があります。また、社会福祉協議会から C総合支援資金貸付 として生活支援費(上限:月15万円／単身・月20万円／2人以上世帯)×最長12ヶ月などの貸付を受けられる可能性があります。 ※「住宅手当」と「総合支援資金貸付」はどちらか単独でも両方あわせてでも利用できます。
チャートの答えが⑨の方 住宅を喪失するおそれがある場合に、自治体から B住宅手当 (上限:生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額×6ヶ月)の支給を受けられる可能性があります。また、社会福祉協議会から C総合支援資金貸付 として生活支援費(上限:月15万円／単身・月20万円／2人以上世帯)×最長12ヶ月などの貸付を受けられる可能性があります。 ※「住宅手当」と「総合支援資金貸付」はどちらか単独でも両方あわせてでも利用できます。		

X雇用保険

雇用保険被保険者が離職し、失業の状態である場合であって、一定の被保険者期間があるときに手当が支給される制度。



お問い合わせ先
ハローワーク

Y生活保護

病気、ケガ、失業などにより生活に困窮するすべての方に、その世帯の最低生活を保障する、生活費や住居費などの給付。



お問い合わせ先
福祉事務所



お問い合わせ先
生活費
給付



次の要件に該当する方

利用し得る資産、能力その他あらゆるもの

を活用しても最低限度の生活が維持できない方

※「その他あらゆるもの」の例=健保、厚年、船保、国保、

労保、労災、年金等

※扶養義務者の扶養は生活保護に優先するため、原則扶

養会議会があります。

支援内容

- ・食べもの、着るもの、水道光熱費など日常のくらしの費用。
- ・家賃・地代などの住宅の費用。
- ・ケガや病気の治療、義務教育に必要な費用など最低生活を送るために様々な支援が受けられます。

支給額

給付金は、各地の実情に合せて地域ごとに、年齢、世帯人員等により定められております。

生活資金

公的資金の貸付開始までの期間あるいは職業訓練期間中の生活費等の貸付・給付を行います。

新しいセーフティネット支援ガイド

離職によって住宅等にお困りの方に対する支援

住宅支援

住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対し、住居の提供や家賃のための貸付・給付を行います。

入居資金

住宅を失った方に対し、新たに入居するために必要な敷金・礼金等の初期費用の貸付を行います。

就職支援

再就職のための職業訓練やカウンセリング・講習、職業紹介等の実施、就職活動費等の貸付・給付を行います。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク
都道府県・市区町村・社会福祉協議会

チャートでわかる支援策

離職によって住居を失ってお困りの方や、雇用保険受給資格がなく(または受給を終了して)就職活動中の生活費にお困りの方に対しては、いくつかの支援策が用意されています。

チャートであなたにあてはまる支援策がわかります。結果は「支援策のあらまし」へ→
該当番号の支援策が「対象者要件に当てはまらない」などの理由で利用できない場合は、チャートに戻って「いいえ」の矢印に進んでください。

ケース1
住居がなく雇用保険受給資格のある離職者の方

ケース2
住居がなく雇用保険受給資格のない離職者の方

ケース3
住居があり雇用保険受給資格のない離職者の方

まず住居を確保したい

いいえ▶3

職業訓練を受講したい

はい▶7

事業主都合で離職し6ヶ月以内

はい▶4

離職して1年以上かつ民間職業紹介事業者による支援を希望

はい▶8

事業主都合で離職し1年内

はい▶1

事業主都合で離職し1年内

はい▶5

離職して2年内

はい▶6

離職して2年内

はい▶2

離職して2年内

はい▶4

離職して2年内

はい▶9

資産、能力等あらゆるものを利用してもなお生活に困窮する方に対してはY生活保護制度があります。

*「雇用保険受給資格のない」には「雇用保険の受給の終了」を含みます。